

静岡県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年4月3日

静岡県監査委員 山下 和 俊
静岡県監査委員 松本 早 巳
静岡県監査委員 土屋 源 由
静岡県監査委員 木内 満

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津財務事務所	令和7年12月9日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	不動産取得税の課税誤り
3 内 容	沼津財務事務所は、令和3年度に、不動産取得税の評価事務所として富士財務事務所管内の家屋の評価を行った際、誤って用途非課税に該当する箇所を含めて評価したため、課税事務所である富士財務事務所が不動産取得税の課税を1件誤り、1,625,200円の誤徴収と52,500円の還付加算金を発生させた。
【措置の内容】	
(1) 事案発生の原因	評価担当事務所及び課税事務所において、不動産取得税の用途非課税に関する法令の規定を見落としていたことが原因です。
(2) 再発防止策	評価担当職員に対して、評価対象となる不動産に用途非課税の箇所がないか、その都度、最新の法令等を複数の職員で確認するよう、周知徹底しました。また、決裁時に添付する資料においてポイントをわかりやすく整理することで事務所全体のチェック体制を整え、法令改正による見落としがないようにしました。 さらに、課税事務所にも法令等の情報を提供し、課税の際に確認できるようにしました。 以上の対策を徹底し、同様の誤りを起こさないよう努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士山世界遺産センター	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理</p> <p>3 内 容 富士山世界遺産センターは、平成29年9月から労災保険適用事務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月まで労災保険に未加入であることに気付かず、労働基準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていませんでした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 平成29年度の事務所設置当初から、会計年度任用職員に対しても職員と同様に公務災害が適用されるものと認識しており、事務所単体で、労災保険に加入する必要があるという認識に至りませんでした。</p> <p>(2) 令和5年11月、ふじのくに地球環境史ミュージアムの会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理を契機に労災保険未加入が判明した後、富士労働基準監督署に相談し、速やかに労災保険加入手続きを完了しました。</p> <p>(3) 年度替わりや新たな労務関係が発生した際には、担当者が労務関係の法令を遵守しているかについてチェックし、不明な点については、他事務所や関係機関に確認するなどして適切に処理を行います。</p> <p>(4) また、法令に従って適切な処理を行っているかについては、担当者のみならず、同僚、上司などでダブルチェックを行います。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 個人情報の流出（書類の紛失）</p> <p>3 内 容 東部健康福祉センターは、食品衛生法に基づく営業許可申請書1件を紛失した。紛失した書類には、申請者氏名、自宅住所及び生年月日などの個人情報に記載されていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 本事案の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査終了後、営業許可申請書の持ち帰りの際に書類の所在確認を行っていませんでした。 ・現地調査終了後、速やかに起案せず営業許可申請書を担当者の机の上に数日間置いていました。 <p>(2) 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業許可申請書の持ち出しを禁止し、調査に必要な内容をタブレットで撮影し、持ち出すことで、現場での書類の紛失を防ぎます。 ・調査後は速やかに起案処理を行うこととし、管理者も、週間予定表で進捗管理をします。 ・営業許可申請書について、保管場所を定め、他の書類のない場所で起案処理を行うなど適切に管理します。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 個人情報の流出（書類の紛失）※再発</p> <p>3 内 容 東部農林事務所は、契約者1名分の個人情報を含む用地取得関係書類を紛失した。</p> <p>同所属には令和3年度の監査で同種の事案に対して再発防止策を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>令和2年度に発生した紛失事案を受け、個人情報を含む書類は、施錠ができる鉄庫等に保管するとともに、持出し状況が常に確認できる管理簿により複数職員で書類の受入・持出を管理する再発防止策を実施していました。</p> <p>本事案は、職員の異動による管理意識の低下により、再発防止策が実施されていなかったことにより発生したものであります。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>本事案を受け、職員に対し、個人情報を含む書類は施錠ができる鉄庫等での保管と管理簿による管理を改めて指導するとともに、鉄庫等の鍵と管理簿は用地管理課長が一括管理し、職員による書類の受入・持出の状況の把握を行うことといたしました。</p> <p>今後は、人事異動があっても管理が継続されるよう、課長はもとより職員が確実に後任者に引継ぎを行っていくことにより再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における不適切な監督業務</p> <p>3 内 容 東部農林事務所は、令和6年度に実施した農業用水管理設工事において、現地調査に基づく設計変更の指示を適切な時期に行わず、設計変更により不要となった資材（埋設管3,796千円相当）を取得した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>本工事は、狭小な道路へ農業用水管を埋設するものであり、着手に先立つ現地調査（試掘）の結果、設計内容の大幅な見直しが必要となりました。</p> <p>この設計見直しとして、管路全線（L=542m）の線形計画（平面、縦断）や継手材料の位置、規格、積算及び施工範囲の再検討、市水道部局との協議、水道管理設箇所の積算及び構造計算等に試掘から4ヶ月の期間を要しました。このため、最終的な設計変更の指示が遅れ、既に受注者が購入済みの設計変更で不要となった資材についても、県が取得せざるを得ないこととなりました。</p> <p>本事案は、工事着手に先立つ試掘調査の結果について、受注者との調整が不足していたことにより発生したものであります。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>本事案を受け、今後は工事発注後の現地調査等により設計内容との相違が判明した場合には、受注者との情報交換を十分に行い、適切な時期での設計変更に努めてまいります。</p> <p>なお、取得した資材は、東部農林事務所御殿場支所が適切に管理し、今後の工事に活用してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部農林事務所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における不適切な工期設定</p> <p>3 内 容 西部農林事務所は、令和6年度に実施した農業用水管の更新工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な短い期間を工期とする請負契約を締結していた。また、契約図書に工期設定の根拠資料を添付していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>本事案は、当初工期設定において、「工期設定実施要領（農地）」（以下、「要領」）に基づき積算システムで算定すべきところ、独自様式により算定したために発生したものであります。</p> <p>また、契約図書の添付資料を確認する体制が整っていなかったため、工期設定の根拠資料の添付漏れが発生しました。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>本事案を受け、当初工期の設定にあたっては、「要領」に基づいて算定することを関係職員に周知徹底しました。</p> <p>また、今後は、設計書決裁時に審査者が契約図書に工期設定の根拠資料が添付されていることを確認する体制とし、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
畜産技術研究所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 予算令達前における指名通知</p> <p>3 内 容 畜産技術研究所は、令和6年度に実施した更衣室整備工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>本事案は、予算が成立していれば、予算令達前でも入札執行伺の決裁及び指名競争入札に関する指名通知書を送付できると担当職員が誤認したことにより発生したものであります。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>本事案を受け、入札執行伺の決裁及び指名通知（公告）は、予算令達後でなければ実施できないことを改めて担当職員等に周知するとともに、入札執行伺の決裁時には、予算令達がなされていることを決裁者等が再度確認することといたしました。</p> <p>今後は、全職員に対し、コンプライアンス意識の注意喚起を行い、適正な業務の執行に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
水産・海洋技術研究所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 研究用備品の亡失</p> <p>3 内 容 水産・海洋技術研究所は、駿河湾上で調査船の横移動用プロペラにケーブルを巻き込み切断したことで、水中テレビカメラロボット（取得価格40,480,000円）を亡失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>本事案は、調査船駿河丸の横移動用プロペラに水中テレビカメラロボット（以下、ROV）のケーブルを巻き込む危険性があるとの認識が欠如していたことや海況によってはROVの操作及びケーブルの視認が困難になることへの対応が不十分であったために発生したものであります。</p> <p>ROVの運用は、動作確認や操作の習熟、作業マニュアルの作成などの事前準備を行いながら進めてまいりましたが、これらの事前準備では対応できない海況の変化が起こったためにROVを亡失しました。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>本事案を受け、水産・海洋技術研究所内に検証チームを設置し、職員への聞き取りや船上監視カメラ映像により発生過程の検証作業を行いました。検証結果については、令和7年9月19日に水産・海洋技術研究所ホームページで公表するとともに、作業マニュアルの改定を外部の専門家の意見を受けて進めています。</p> <p>また、令和8年1月9日に安全衛生管理委員会を開催し、研究機器の適正な使用及び管理に係る文書を発出して職員への注意喚起を図りました。今後、定期的に安全衛生管理委員会を開催し、職員の安全意識の維持・向上と研究機器の適正な使用及び管理の徹底に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における不適切な工期設定</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所は、令和6年度に実施した道路拡幅工事において、先行工事の影響による工事着手時期の制約等を適切に反映した工期設定を行わず、実質的に施工が極めて困難な短い期間を工期とする請負契約を締結していた。</p> <p>また、契約図書に工期の設定根拠を添付していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 原因</p> <p>本工事は道路拡幅のため、狩野川河川内の既設の堤防を開削して陸閘を拡げる事業の一環であり、先行工事の施工後に継続して堤防を復旧する工事です。</p> <p>近年の傾向を踏まえ、4月・5月に豪雨災害が発生する可能性が高まる前に、堤防の復旧を完了させることを目的とし、緊急性の高い工事として年度内に完了させる方針のもと、工期設定（工程計画の検討）を行いました。</p> <p>工期設定にあたっては、先行工事である陸閘本体工事及び門扉製作工事の工程を見込んだうえで、陸閘前後の道路改築工事や堤防部の法覆護岸工事など、施工範囲ごとに並行して進行できる内容を確認しました。令和7年2月26日以降に着手する工種についても、複数パーティーを投入して同時施工することにより工期内に完了できるものと判断し、発注することとしたものです（令和7年3月25日工期末）。</p> <p>なお、結果的に関係機関との協議に不測の日時を要したことから、令和7年度に繰越することになりましたが、治水安全を確保する使命として、出水期前の令和7年5月末までに、陸閘を含む堤防の復旧は完了しました（残務等から工期は令和7年8月29日）。</p> <p>工期の設定根拠については、設計図書への添付を失念していました。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>令和7年12月に本事案を事務所内で共有しました。改めて、建設業法等に規定される“著しく短い工期”としないため、工期を適正に確認した上での発注をより意識すること、繰越の恐れがある案件は必要に応じ、繰越の是非等について、本庁所管課と事前協議を行うこととしました。</p> <p>今後は、予算を含む事業計画（工程計画）等の設定や、進捗管理をより慎重に行うとともに、定期的に行っている事業執行ヒアリングでしっかり管理していきます。また、各工事の工期設定に際しては、現場条件や関連工事等の工程についてもより一層考慮することで、適正工期の確保に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津西高等学校	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 個人情報流出（書類の紛失）※再発</p> <p>3 内 容 沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。</p> <p>同校には令和5年度の監査で同種の事案に対して再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和6年12月5日（木）、修学旅行の引率中に生徒の個人情報が記載された職員用資料を紛失しました。同日午後2時頃、羽田行きの飛行機内での確認を最後に、午後6時30分頃、海老名サービスエリアに停車中のバス車内にて資料の紛失に気がきました。直ちに旅行会社を通じ航空会社へ遺失物の確認を行いましたが発見には至りませんでした。</p> <p>事後の対応として、令和6年12月7日（土）に食物アレルギーに関する情報を記載していた生徒の保護者へ電話にて謝罪及び経緯説明を行いました。また、令和6年12月9日（月）には校長が2年生生徒に対し校内放送で謝罪をし、同日午後6時過ぎに2年生保護者全員へ謝罪文書をメール送信した上で、翌10日（火）に同文書を配布しました。</p> <p>令和4年度と同様事案が発生後、本校では、個人情報の電子化及びクラウド保存をルール化し、紙媒体の持ち出しを禁止とすることを、管理職から全職員へ周知徹底を図ってまいりました。しかしながら、令和6年度のしおり作成においては、クラウド化を基本としながらも、ルールの徹底や管理職の確認が不十分であり個人情報の一部がしおりに残ってしまいました。</p> <p>緊急時の即応性や利便性を優先するあまり、定められたルールの徹底よりも現地での運用のしやすさを優先する傾向があったこと、移動中における紙媒体による資料保持に伴うリスクへの危機意識が全職員間で十分に共有されていなかったこと、行事直前の繁忙期において管理職による確認時間を十分に組み込んだ業務工程が確立されておらず、組織として確認不足が起きやすい状況を容認していたことが再発を招いた原因であると分析しています。</p> <p>令和6年12月の事案発生以降、直ちに修学旅行を含む全ての校外行事について、個人情報は電子化の上でクラウドに保存することを改めて徹底し、紙媒体への個人情報の記載を全面的に禁止しました。あわせて、資料作成にあたっては、点検時間を十分に確保できる業務工程を確立し、起案文書の決裁時に管理職が個人情報の記載の有無を確実に確認する体制としました。また、毎月の職員会議において管理職から全職員に対し、個人情報の適切な取扱いについて注意喚起を継続して行っております。</p> <p>今後につきましても、年度当初の全職員に対しての研修のみならず、職員会議や行事直前の打ち合わせ等で具体的な書類紛失のリスク事例を継続的に共有し、組織全体で高い意識を維持すること</p>	

により、個人情報の適切な管理と再発防止に万全を期してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事部局の出先機関（機関名非公表）	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 軽油引取税の課税誤り</p> <p>3 内 容 財務事務所において、平成23年12月から令和6年11月までの間、他県の免税証により誤って軽油引取税の課税免除を行い、軽油1,603,700リットル、50,964,000円の課税誤りを発生させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 事案発生の原因</p> <p>事案発生の原因は、以下の3点です。</p> <p>(ア) 担当職員等が軽油引取税の課税免除承認に関する法令や規則等について誤った認識で、事務処理を行っていたこと。</p> <p>(イ) 申請書類等の確認を怠り、前例踏襲で事務処理を行っていたこと。</p> <p>(ウ) 当該事案を事務所全体の問題として認識、検討することなく、解決のための適切な措置が行われなかったこと。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>担当職員全員に対して、法令や規則等を常に確認した上で、適切に事務を執行すること、事務処理に疑義が生じた場合は、前例踏襲ではなく、事務所として検討を行うことを、改めて周知徹底しました。</p> <p>また、税務課にて、当該事案に関する注意点を追加する事務処理要領等の改正を行いました。引き続き、研修等において注意喚起を行うとともに、事務処理要領等を活用しながら、同様の誤りを起こさないように努めます。</p> <div style="background-color: black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	